

確定申告用国民健康保険税納税証明書を発送します。

確定申告の時期が近づいてきました。

昨年までは、確定申告の際に添付が必要な国民健康保険税の納税証明書を市民課窓口などで発行していましたが、今回、国民健康保険税納税者あてに納税証明書を8期分の納付書（1月15日発送）に同封してお送りしますので、申告の際にご活用ください。口座振替の方や納期が済んでおられる方については、同時期に納税証明書（はがき）を郵送します。

なお、コンビニエンスにて12月16日以降に納付された分については平成19年分の収納の取り扱いになりますので、ご了承ください。

問合せ先：税務課課税係 電話23-9220

市民課窓口係 電話23-9225

山内支所市民環境課 電話45-2513

北方支所市民環境課 電話36-6020

収支内訳書事前記帳会開催のお知らせ

農業、営業、及び不動産所得者の方は確定申告、住民税申告の際に収支内訳書を作成し、添付することが義務付けられています。武雄市では、農業、営業、及び不動産所得者の方を対象に、下記の日程で収支内訳書の事前記帳会を開催しますので、個人での作成が困難と思われる方は、ご参加ください。

なお、2月16日からの確定申告、住民税申告受付でも収支内訳書の作成は受け付けます。

必要書類：領収書等収入と経費が分かる書類（農業所得者の方は営農通帳、農協の取引明細集計表（アグネス）もお持ちください。）

期 日	対象地区	会 場	受付時間
2月2日（金）	東川登町、西川登町	文化会館 大集会室B	9時～16時
2月5日（月）	若木町、武内町		
2月6日（火） ～2月8日（木）	武雄町、橘町、朝日町、 山内町、北方町		

※ この記帳会は収支内訳書の作成のみ行います。提出は2月16日からの確定申告、住民税申告時となりますので、その際に申告書と一緒に提出してください。

※ 該当地区の期日に出席できない方は、いずれの期日でも結構です。



担当 田島

問合せ先：税務課 税務係 電話23-9220

税務署からのお知らせ

還付申告書は自分で作成して早期提出を！

「所得税の還付申告」は1月から受け付けます。

平成18年分の所得税確定申告に係る申告の受付は、2月16日からですが、還付を受けるための申告は、1月から受け付けています。

還付を受けるための申告書を早めに提出されますと、税金の還付も早くなります。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただきますとご自分で簡単に確定申告書の作成ができます。

また、e-Tax（国税電子申告・納税システム）をご利用されると税務署にお越しいただくことなく申告ができますので、是非ご利用ください。（e-Taxのご利用は事前に開始届出を行うなどの手続きが必要です。）

※税務職員を装った「振込め詐欺」にご注意ください。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

問合せ先：武雄税務署 総務課 電話23-2127

個人課税第1部門 電話23-2128